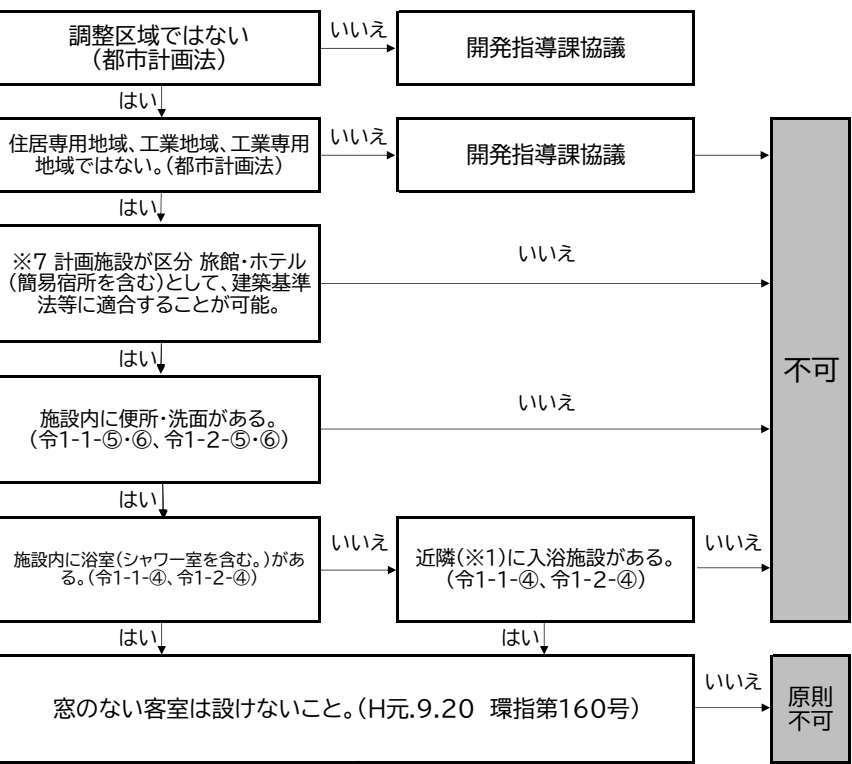


旅館業法フローチャート

R8.8.19作成



- ※1 徒歩圏内(5分以内)(H31.2.5事務連絡)
- ※2 他の客室を通る動線ではないこと、便所、洗面及び風呂が区画されていること(多数人で共有できる構造のこと。)
- ※3 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。(要領Ⅱ-第1-8-(5)-2))
- ※4 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。(要領Ⅱ-第1-8-(5)-1))
- ※5 建築基準法及び消防法等他法令も併せて遵守すること。
- ※6 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン H29.12.26策定)から準用している。
- ※7 旅館業許可申請における建築基準法等への適合確認の徹底について
(R8.5.28 厚生労働健康・生活衛生局生活衛生課長 国土交通省住宅局建築指導課長通知)
既存建築物を旅館・ホテル(簡易宿所を含む)の区分に用途変更する場合
① 用途変更する床面積の合計が200㎡を超える場合 用途変更にかかる確認済証の提出が必要。
② 用途変更する床面積の合計が200㎡以下の場合 建築基準法等に適合している旨の建築士による証明書が必要。

